

埴町告示第 60 号



本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成 17 年 11 月 15 日

埴町長 菊池基文



変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字東河内 字秋葉下	大字東河内 字登戸	1、2-1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
大字東河内 字庚申塚	大字東河内 字登戸	11、15-6、42、42-2から42-4まで、43-1、43-2、44-1から44-3まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	大字東河内 字粉金	62-2、63-2から63-4まで、64-1から64-3まで、78、129、130、130-2、131-2、132-2、133-1、133-3から133-5まで、138から140まで
	大字東河内 字成沢	29-1、29-2、35
大字東河内 字上出戸	大字東河内 字登戸	39-2、40-1から40-3まで、42-5から42-7まで、43-3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字上出戸10、11、15から24まで、60、66から68までに隣接する道路、水路である公有地の全部
	大字東河内 字成沢	10-2、11、19-3、20-2、21-3、22-2、23-3、27-3、30-6、31-2、32、33-4、34-2、34-3、38-2、39-3、40-2、42-2、43-3、43-4、45-2、48-2、53及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字上出戸39から43まで、46から57まで、63、77、78に隣接する道路、水路である公有地の全部、字庚申塚75に隣接する水路である公有地の全部、字上台103に隣接する道路である公有地の全部
大字東河内 字上台	大字東河内 字成沢	4-1、5-1、26、46-2
	大字東河内 字権現	45-551
	大字東河内 字出戸	185、189-2、195、197、197-2、198、212、212-2、213、213-3、214、273-2、277-3及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びに188に隣接する道路である公有地の全部、字上台34-1、40-2に隣接する道路である公有地の全部
	大字東河内 字湯沢	21-1、23-2、24-2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字上台96-1に隣接する道路である公有地の全部

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字東河内 字太鼓館	大字東河内 字高辺	14、15、26-1、26-2、27-1、28-1から28-4まで、31-2、33-1、33-2、41-1、41-2、67-2から67-4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	大字東河内 字粉金	70及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字太鼓館63に隣接する道路である公有地の全部
大字東河内 字天王山	大字東河内 字粉金	4-1、4-2、14-1、28-2、29-1、29-2、30から33まで、51、58-2、60-3及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字新粉金39、40、161に隣接する道路である公有地の全部
	大字東河内 字秋葉下	1-3、2、2-2、2-4、10、10-2、11、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18、28-1、28-2、29、31-1、31-2、32、34-2、72から74まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字新秋葉下22、25に隣接する道路、水路である公有地の全部、字天王山73、79に隣接する道路、水路である公有地の全部
大字東河内 字八久保	大字東河内 字出戸	98-2、99から101まで、143、144、245、248から250まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字八久保11に隣接する道路である公有地の全部
大字東河内 字水口平	大字東河内 字粉金	1
	大字東河内 字豊田	14-1から14-3まで、15-1、15-2及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部並びに字新豊田1、3-1、24、26、27、31に隣接する水路等である国有地の全部